

令和6年9月13日

佐世保市入札参加資格業者 各位

佐世保市財務部契約課

契約課発注案件に係る電子契約の試行導入について

日頃より本市契約業務に対しご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では令和6年10月1日以降に契約課において発注する案件について、電子契約の試行導入を予定しております。

電子契約につきましては、案件落札後、本市がインターネット上にアップロードした契約書データを落札業者様において確認いただき、電子署名の後、本市が電子署名を行うことで、契約締結を図るものです。

電子契約の利用にあたっては、システム等のダウンロード、登録、費用負担等は無く、一般的なインターネット環境（ホームページの閲覧、メールの送受信の環境）があれば利用可能となっており、落札業者様におかれても、契約書の製本、押印、収入印紙の貼付等が不要となり、契約業務の負担軽減につながるものと考えております。

つきましては、電子契約への移行をご希望される事業者様におかれましては、事前に申請を受け付けいたしますので、下記要領をご確認いただき、積極的な申請をお願いいたします。

記

1 電子契約の対象となる案件

- ・ 令和6年10月1日以降に 発注する 契約課取扱案件 の契約
締結する 契約課取扱案件 の変更契約

対象：建設工事、建設コンサルタント業務、物品（燃料を除く）、印刷物製造に係るもの

※業務委託（建設コンサルタント業務を除く）は対象外です。

※市議会の議決を必要とする仮契約や契約過程において遅延が想定される場合については、一部電子契約の対象外となる場合があります。

2 利用申請について

- (1) 申請受付日：令和6年9月17日 以降
- (2) 申請書類：電子契約利用申請書（ワード形式・押印不要）
- (3) 申請方法：契約課あてにメール (keiyak@city.sasebo.lg.jp) にて、ワード形式のままご送信ください。なお、送信後の受信確認の電話等は不要です。

3 その他

電子契約利用の費用負担はありませんが、インターネットの通信費等は事業者様の負担となりますので、ご注意ください。その他ご不明な点は下記担当者までお尋ねください。

お問合せ先

契約課 担当：竹野

電話：24-1111（内線）3207